議案付託

四月十日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案（閣法第五〇号）

農林水産委員会に付託

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

消費者問題に関する特別委員会に付託

質問主意書提出

四月十日議員から次の質問主意書が提出された。

未来を切り拓く六次産業創出総合対策事業の六次産業化プランナーに関する質問主意書（青木一彦提出）（第八〇号）

答弁書受領

四月十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの有効な活用に関する質問に対する答弁書（第七二号）

参議院議員福島みずほ提出秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対する答弁書（第七三号）

参議院議員糸数慶子提出普天間飛行場の騒音に関する質問に対する答弁書（第七四号）

参議院議員山谷えり子提出皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問に対する答弁書（第七五号）

人事異動

内閣

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））警視長　田中　勝也

（警察庁長官官房付）

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる

（防衛省航空幕僚監部防衛部防衛課（兼）運用企画局事態対処課）１等空佐　東　巽

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる

（警察庁長官官房付）警視長　富田　邦敬

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる

（防衛省海上幕僚監部防衛部運用支援課（兼）運用企画局事態対処課）１等海佐　藤田　始

兼官を免ずる（以上四月二日）

（外務省大臣官房広報文化交流部文化交流課人物交流室長）

外務事務官　川上　文博

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革推進室参事官を命ずる

（外務省大臣官房）同　平松　武

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房行政改革推進室参事官を免ずる（以上四月四日）

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　熊谷　哲

内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房行政改革実行本部事務局審議官を命ずる

（警察庁警備局付）警視長　野村　護

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（防衛省大臣官房付）防衛部員　岡田　康弘

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に採用する

（警察庁長官官房参事官）警視長　小島　裕史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（警察庁警備局付）同　今井　勝典

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・湾港水際危機管理チーム参事官を命ずる

（同）警視正　早川　智之

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を命ずる

（防衛省大臣官房付）防衛部員　岡田　康弘

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（警察庁警備局付）警視長　野村　護

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房空港・湾港水際危機管理チーム参事官を免ずる

総務副大臣に任命する　大島　敦

文部科学副大臣に任命する　高井　美穂

厚生労働副大臣に任命する（以上四月六日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

絹川　泰毅　鈴木　巧　河本　雅也

西森　政一　平塚　浩司　三木　素子

倉地　康弘　野本　淑子　藤原　俊二

甲良充一郎　遠藤　俊郎　谷　有恒

濵本　章子　柴田　厚司　鈴木　順子

福士　利博　本田　晃　幅田　勝行

加島　滋人　林　俊之　小森田恵樹

野田　恵司　木太　伸広　杉山　順一

武藤真紀子　木山　暢郎　中山　大行

野口　佳子　二宮　信吾　善元　貞彦

安藤　範樹　金光　秀明　惣脇美奈子

福井　美枝　柴山　智　山本万起子

福井　健太　田村　政巳　上杉　英司

溝國　禎久　井田　宏

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（以上四月七日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（四月八日）

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　小川　嘉基

判事兼簡易裁判所判事に任命する（四月九日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する　和久田　斉

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上四月十日）

人事院

（人事院事務総長）吉田　耕三

辞職を承認する

（給与局長）尾西　雅博

人事院事務総長に昇任させる

（給与局次長）井上　利

職員福祉局長に昇任させる

職員福祉局次長事務取扱を命ずる

（事務総局総括審議官）永長　正士

職員福祉局長の併任を解除する

（職員福祉局次長）古屋　浩明

給与局長に昇任させる

給与局次長事務取扱を命ずる（以上四月九日）

外務省

（在広州日本国総領事館総領事）田尻　和宏

外務事務官

在瀋陽日本国総領事館総領事に配置換する（四月六日）

特許庁

（審判部審判長）経済産業技官　山口　由木

（同）同　鈴木由起夫

（同）同　稲積　義登

（同）同　平田　和男

国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成二十四年三月三十一日限り定年退職（各通）

（特許審査第二部審査長（搬送組立））同　和田　雄二

（特許審査第二部審査長（生活機器・熱機器））同　大熊　雄治

（審判部審判長）同　山田　昭次

辞職を承認する（各通）（以上三月三十一日）

（審判部審判長）経済産業技官　立川　功

（同）同　北村　明広

（同）同　小林　均

（同）同　岩﨑　伸二

（同）同　赤川　誠一

（同）同　小原　博生

（同）同　長者　義久

（同）経済産業事務官　石田　清

（総務部付）経済産業技官　園　充

（同）経済産業事務官　菅野　公則

辞職を承認する（各通）